明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九〇）　三
○幹部職員の任用等に関する政令（一九一）　二
○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（一九二）　六
○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（一九三）　一〇
○退職手当審査会令（一九四）　二
○国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一九五）　一六
〔府　令〕
○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府四三）　一六
〔省　令〕
○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係総務省令の整備等に関する省令（総務五二）　一九
○独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令の一部を改正する命令（総務・財務三）　三
○支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務四五）　三
〔規　則〕
○国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則（人事院一―六二）　三
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一三八）　三
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―一八）　四
○人事院が行う研修等（同一〇―一四）　四
○規則の制定改廃に関する職員団体からの要請（同一七―四）　四
○人事院規則二一―〇（人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の全部を改正する人事院規則）（同二一―〇―六）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職に準ずる官職の属する職制上の段階及び選考による採用を妨げない係員の官職に関し、決定した件（人事院公示一三）　四〇
平成二十三年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件（同一四）　四一
平成二十三年人事院公示第十七号の一部改正に関し、決定した件（同一五）　四一
平成二十三年人事院公示第十八号の一部改正に関し、決定した件（同一六）　四二
平成二十四年人事院公示第十四号の廃止に関し、決定した件（同一七）　四二
人事院規則一〇―一四（人事院が行う研修等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同一八）　四三
人事院公示第十九号（国家公務員法昭和二十二年法律第百二十号）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同一九）　四三
平成十二年人事院公示第五号の廃止に関し、決定した件（同二〇）　四三
昭和三十八年人事院公示第五号、昭和五十六年人事院公示第五号、昭和六十年人事院公示第二号、昭和六十年人事院公示第三号、平成六年人事院公示第十四号、平成十二年人事院公示第四号及び平成二十一年人事院公示第八号の一部を改正し、決定した件（同二一）　四三
昭和六十年人事院事務総局公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示一）　四四
平成二十三年人事院事務総局公示第二号の一部を改正し、決定した件（同二）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四五

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。